

静岡県公安委員会規程第1号

静岡県公安委員会における特定秘密の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年1月24日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

静岡県公安委員会における特定秘密の保護に関する規程の一部を改正する規程

静岡県公安委員会における特定秘密の保護に関する規程（平成27年静岡県公安委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特定秘密管理者)</p> <p>第2条 <u>令第13条第1項各号列記以外の部分</u>に規定する措置として実施する<u>令第12条第1項第1号</u>に規定する特定秘密の保護に関する業務を管理する者（以下「特定秘密管理者」という。）は、静岡県警察本部総務部長とする。</p> <p>（保全責任者等）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 保全責任者は、特定秘密管理者の管理する特定秘密文書等（<u>令第5条</u>に規定する特定秘密文書等をいう。以下同じ。）の登録及び保管並びにこれらに伴う事務を行うほか、特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>（特定秘密の表示の方法）</p> <p>第5条 <u>令第13条第1項第1号</u>（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する措置として行う法第3条第2項第1号の表示（以下「特定秘密表示」という。）は、保全責任者が、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>2～6 （略）</p> <p>（指定の有効期間の満了に伴う措置）</p> <p>第7条 指定有効期間満了表示（<u>令第8条第1項第1号</u>の指定有効期間満了表示をいう。以</p>	<p>(特定秘密管理者)</p> <p>第2条 <u>令第12条第1項各号列記以外の部分</u>に規定する措置として実施する<u>令第11条第1項第1号</u>に規定する特定秘密の保護に関する業務を管理する者（以下「特定秘密管理者」という。）は、静岡県警察本部総務部長とする。</p> <p>（保全責任者等）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 保全責任者は、特定秘密管理者の管理する特定秘密文書等（<u>令第4条</u>に規定する特定秘密文書等をいう。以下同じ。）の登録及び保管並びにこれらに伴う事務を行うほか、特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>（特定秘密の表示の方法）</p> <p>第5条 <u>令第12条第1項第1号</u>（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する措置として行う法第3条第2項第1号の表示（以下「特定秘密表示」という。）は、保全責任者が、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>2～6 （略）</p> <p>（指定の有効期間の満了に伴う措置）</p> <p>第7条 指定有効期間満了表示（<u>令第7条第1項第1号</u>の指定有効期間満了表示をいう。以</p>

下同じ。)は、保全責任者が、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(指定の解除に伴う措置)

第8条 前条の規定は、指定解除表示（令第11条第1項第1号の指定解除表示をいう。）について準用する。この場合において、前条第1項中「特定秘密指定有効期間満了」とあるのは、「特定秘密指定解除」と読み替えるものとする。

下同じ。)は、保全責任者が、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(指定の解除に伴う措置)

第8条 前条の規定は、指定解除表示（令第10条第1項第1号の指定解除表示をいう。）について準用する。この場合において、前条第1項中「特定秘密指定有効期間満了」とあるのは、「特定秘密指定解除」と読み替えるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。